

香川県会計規則及び香川県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第5号

香川県会計規則及び香川県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

(香川県会計規則の一部改正)

第1条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(口頭等による納入の通知)</p> <p>第29条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>(現金による収納)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第29条第5号、<u>第7号</u>、<u>第9号</u>及び<u>第11号</u>に掲げる収入</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>警察本部会計課の出納員</td><td>公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料、<u>保有個人情報の開示請求に係る手数料</u>(以下「行政文書公開手数料等」という。)及び香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部1の</td></tr></tbody></table>	左欄	右欄	略		警察本部会計課の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料、 <u>保有個人情報の開示請求に係る手数料</u> (以下「行政文書公開手数料等」という。)及び香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部1の	<p>(口頭等による納入の通知)</p> <p>第29条 収支命令者は、次に掲げる収入については、納入者に対し、口頭又は掲示をもって納入の通知をすることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用で直ちに収納するもの</u></p> <p><u>(7)～(13) 略</u></p> <p>(現金による収納)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の場合には、次に掲げる収入については、納入者から請求のあった場合を除き、同項の規定による領収書の交付を省略することができる。この場合において、願書、届書、申請書その他これらに類する書類の提出があったときは、これらの書類の余白に領収の旨を記載押印するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第29条第5号、<u>第8号</u>、<u>第10号</u>及び<u>第12号</u>に掲げる収入</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>警察本部会計課の出納員</td><td>公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料、<u>個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用</u>(以下「行政文書公開手数料等」という。)並びに香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第</td></tr></tbody></table>	左欄	右欄	略		警察本部会計課の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料、 <u>個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用</u> (以下「行政文書公開手数料等」という。)並びに香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第
左欄	右欄												
略													
警察本部会計課の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料、 <u>保有個人情報の開示請求に係る手数料</u> (以下「行政文書公開手数料等」という。)及び香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部1の												
左欄	右欄												
略													
警察本部会計課の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料、 <u>個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用</u> (以下「行政文書公開手数料等」という。)並びに香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第												

	項に掲げる手数料（以下「行政不服審査法等関係手数料」という。）の収納
	略
略	

	2表 手数料の部1の項に掲げる手数料（以下「行政不服審査法等関係手数料」という。）の収納
	略
略	

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課 の出納 員	略	略
	議会事務局総務課の収入取扱員	議会事務局の公文書の公開の手数料、 <u>保有個人情報の開示請求に係る手数料及び行政不服審査法等関係手数料の収納</u>
	略	略
略		

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課 の出納 員	略	略
	議会事務局総務課の収入取扱員	議会事務局の公文書の公開の手数料、 <u>個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用並びに行政不服審査法等関係手数料の収納</u>
	略	略
略		

（香川県個人情報保護審議会規則の一部改正）

第2条 香川県個人情報保護審議会規則（平成11年香川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、香川県個人情報保護条例（<u>令和4年香川県条例第30号</u>）<u>第11条</u>の規定に基づき、香川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、香川県個人情報保護条例（<u>平成16年香川県条例第57号</u>）<u>第59条</u>の規定に基づき、香川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。